

支給対象が高校生年代まで拡大

10月から児童手当制度が変わります



児童手当法の一部改正により、10月分(初回支給:12月)から児童手当制度が拡充されます。手続きが必要になる対象者には個別に案内通知を送付しますので、必ず期限内にお手続きをお願いします。詳細は、届いた通知および村ホームページをご確認ください。



村HP

【主な改正の内容】

	改正前(9月分(10月支給)まで)	改正後(10月分(12月支給)から)
支給対象児童	15歳の年度末(中学校終了前)まで	18歳の年度末(高校生年代 ^{*1})まで
所得制限	あり ・所得制限以上で特例給付(月額5,000円) ・所得上限以上で支給なし	なし
手当月額	3歳未満 15,000円 3歳~小学生 10,000円 (第3子以降 15,000円) 中学生 10,000円 高校生年代 支給なし	3歳未満 15,000円 3歳~小学生 10,000円 中学生 10,000円 高校生年代 10,000円 第3子以降 30,000円
第3子以降加算 カウント方法 (児童の数え方)	18歳の年度末(高校生年代)までの子を 対象として、上から順に第1子、第2子 …と数える	22歳の年度末(大学生年代 ^{*2})までの子 を対象として、上から順に第1子、第2 子…と数える ※進学・就職を問わず、子を養育している場合 が対象
支給月	年3回(2・6・10月)	年6回(2・4・6・8・10・12月)

令和6年度においては、※1 H18年4月2日~H21年4月1日生まれ
※2 H14年4月2日~H18年4月1日生まれ

新たに申請が必要になる人(対象者には9月以降に順次、個別に通知を送付)

- ①児童手当または特例給付を受給していない人で、
 - ・所得が上限額を超過したことにより支給対象外となっている人
 - ・中学生以下の子を養育しておらず、高校生年代の児童を養育している人
- ②児童手当または特例給付を受給している人で、
 - ・大学生年代の子を養育しており、かつ、その子を含めて3人以上の子を養育している人
 - ・児童手当の算定児童に入っていない高校生年代の子を養育している人(村外に住民票がある高校生年代の子を監護していて、村に届け出ていない場合など)

申請が不要な人

- ・現在、村から児童手当または特例給付を受給中で、上記②に該当しない人

原則として、申請不要で改正後の制度を適用します。認定区分や手当月額に変更がある人については、12月頃に新制度の認定通知書または額改定通知書を送付予定です。

※受給資格者(対象児童を養育する父母などのうち所得の高い人)が、公務員の場合は勤務先へ、村外に住所がある場合は住民登録をしている市町村への申請となります。

※村外に住民票がある児童を養育している場合など、村の公簿で児童を養育していることが確認できない場合は案内通知が送付されません。手続きについてご不明な点は子育て支援課までお問い合わせください。

〈問い合わせ〉子育て支援課 子育て支援係 TEL0967 (67) 2715